

相楽東部広域連合立学校通学費補助金交付に関する規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 27 号

（目的）

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に通学する児童生徒に対し、通学費を補助し、義務教育の振興を図ることを目的とする。

（補助の対象）

第 2 条 補助の対象となる者は、別表に定める地域に居住し、公共交通機関を利用して小中学校に通学する児童生徒の保護者とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、小中学校通学費補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、学校長を通じて相楽東部広域連合教育委員会に提出するものとする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、公共交通機関の利用区間に係る定期券の額とする。

（補助の方法）

第 5 条 通学費の補助は、通学に利用する定期券を交付することによって行うものとする。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表

通学費補助の対象範囲

区 分	地 域 名	備 考
児 童	和束町 湯船・原山 別所・南 杣田・木屋 石寺・下島 撰原・白栖	原山地域は、奈良交通バス原山バス停以遠に 居住する１～３年生を対象とする。
生 徒	和束町 湯船・木屋 石寺・下島 撰原・白栖	白栖地域の奈良交通バス和束山の家から和束 中学校バス停間の利用者は、対象外とする。
	笠置町 笠置	
	南山城村 南大河原 北大河原	

様式第 1 号

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

保護者氏名

印

年度小中学校通学費補助金交付申請書

下記により通学費補助金を交付くださるよう申請します。

記

児童生徒名		学校名		学年・組	年 組
住 所					
通 学 方 法	① J R ② 奈良交通バス ③ 和束町営バス				
通 学 内 容	乗車区間	距 離	所要時間	補助金交付申請額 (箇月定期券の額)	
	から まで	k m	分	月から 月まで 円	
	通学経路図				
決定事項 学校記入欄	通学方法		学校長認印及び意見		